


避難情報の種別と意味 Types of Evacuation Information and Their Meanings 避難信息的类别和意义 대피정보의 종별과 의미

●避難のタイミング

警戒レベル	住民の行動	行動を促す情報【市が発令】	気象情報
低 1(白)	最新の気象情報に注意	避難のタイミングは、警戒レベル(危険度)にあわせ、避難情報として大東市が防災行政無線等を通じて発令します。	 <ul style="list-style-type: none"> ●大雨・洪水注意報 ●大雨・洪水警戒報 ●土砂災害警戒情報 ●大雨特別警戒報 等
2(黄)	避難場所や経路等の確認		
3(赤)	危険な場所から高齢者等は避難	高齢者等避難	
4(紫)	危険な場所から全員避難	避難指示	
高 5(黒)	命の危険 直ちに安全確保	緊急安全確保	

※大東市が発令する避難情報に従い、[[レベル3]高齢者等避難]で避難対象地域にお住いの高齢者等は避難を開始し、[[レベル4]避難指示]で、避難対象地域にお住いの全員が避難してください。

●避難のポイント

危険を感じた場合は、市からの避難情報を待たずに避難しましょう。

- 田んぼや畑、河川の見回りは避ける。

- 避難前に、ガスの元栓やブレーカーを切り、火の始末や戸締りをする。

- いざという時、居場所を知らせるために、笛(ホイッスル)を持っておく。

- 非常持出品は必要最低限にとどめ、背負って両手が自由に動かせるようにする。

- 運動靴を履いて避難する。長靴は水が入って歩きにくく危険。裸足も禁物。

- 隣近所に声をかけ、集団で避難する。病人や歩行困難な人を背負うなどして地域で助け合う。

- 夜間の避難は危険。可能な限り明るいうちに避難する。

- 原則として徒歩で避難する。特に地震時では道路が被害を受け危険。

- 流水や冠水の中で歩ける浸水はひざぐらい(男性は70cm、女性は50cm程度)が目安。それ以上なら無理をせず、高いところで救助を待つ。

- 外出が危険なときは、家の2階などの少しでも安全な場所に移動する。(垂直避難)

- 垂れ下がった電線に触れない、近寄らない。

- 古くなった橋などは渡らないようにする。

- 必ず2人以上で避難する。道路冠水時は、ロープでつないで避難する。

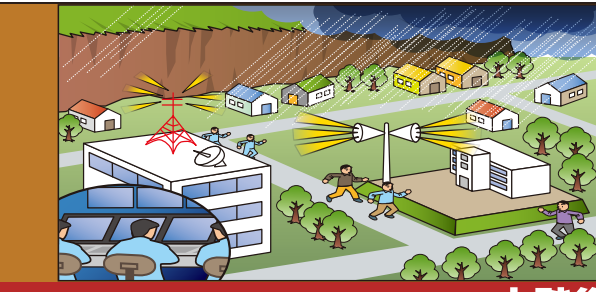
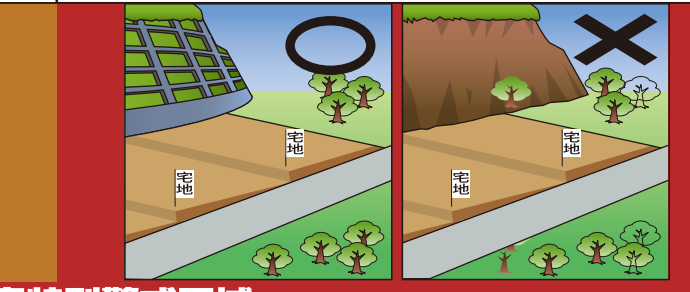
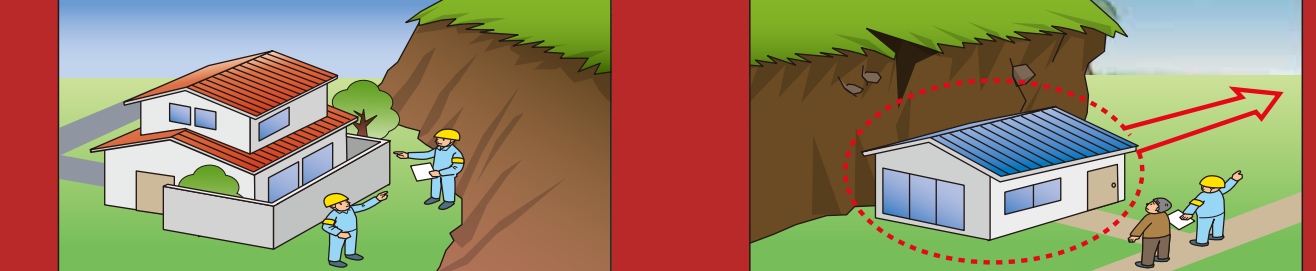
- 先導者は、くぼみや溝を確かめるために、長い棒を杖にしながら歩く。

- 道路冠水時は、側溝、水路、マンホール(ふたが外れている)が分かりにくく危険。ふだん通っている道でも真ん中を慎重に歩く。


土砂災害警戒の種類と前兆現象 Types of Landslides and Their Warning Signs 滑坡灾害的种类和前兆现象 토사재해의 종류와 전조현상

近年、局所的に降る大雨により、全国的に土砂災害が多発しています。局所的に降る大雨は事前の予測が難しく、一瞬にして被害が発生してしまいます。区域近くにお住いの方は、前兆現象などに十分注意し、早めに避難してください。大東市の土砂災害警戒区域については、本防災マップの地図面に掲載しています。

土石流	地すべり	がけ崩れ
 <p>谷や斜面に溜まった土・石・砂などが、大雨による水とともに一気に流れ出す現象。スピードが速く、破壊力も大きいので、広範囲に大きな被害が出ます。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○流水が濁り、流木が混じり始める。 ○雨が降り続けているのに水位が下がる。 ○地鳴りがする。 ○土臭いにおい。 	 <p>比較的緩やかな斜面で地中の粘土層がゆっくりと動き出す現象。一度に広範囲で発生するので、住宅や道路などに大きな被害が出ます。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○地下水などの急激な変化で、井戸の水が濁る。 ○地割れができる。 ○斜面から水が噴き出す。 	 <p>地中にしみ込んだ雨水で柔らかくなった土砂が斜面から突然崩れ落ちる現象。一瞬のうちに崩れ落ちるので、逃げ遅れなどで被害が大きくなります。</p> <p>前兆現象</p> <ul style="list-style-type: none"> ○崖から小石がパラパラ落ちてくる。 ○斜面に亀裂やハラミが見える。 ○崖から水がわき出ている。

土砂災害警戒区域	土砂災害特別警戒区域
<p>土砂災害の恐れがある区域</p> <p>警戒避難体制の整備【市町村】 土砂災害から生命及び身体を守るため、災害情報の伝達や避難が早くできるように警戒避難体制の整備が図られます。</p> 	<p>土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住宅に著しい危害が生じるおそれがある区域</p> <p>特定の開発行為に対する許可制【都道府県】 住宅地分譲や災害時要支援者関連施設の建築のための開発行為は、基準に添ったものに限って許可されます。</p> 
<p>土砂災害特別警戒区域</p> <p>土砂災害警戒区域のうち、建築物に損壊が生じ、住宅に著しい危害が生じるおそれがある区域</p> <p>建築物の構造規制【建築主事を置く地方公共団体等】 居室を有する建築物は、作用すると想定される衝撃等に対して建築物の構造が安全かどうか建築確認がされます。</p> <p>建築物の移転勧告【都道府県】 土砂災害時に損壊が生じ、住民の生命または身体に著しい危害が生ずるおそれのある建築物の所有者に対し、移転等の勧告が図られます。</p> 	

※大東市では建築主事を置いていないため、詳細については大阪府にお問い合わせください。
【がけ地近接等危険住宅移転補助制度】土砂災害特別警戒区域に指定される以前から、該当する区域内に建てられた住宅を対象とする移転の補助制度があります。詳しくは都市整備部へご相談ください。